

すけ坊かわら版

足立区消費者センターキャラクター
あなたの暮らしのおたすけ隊“はりきり!すけ坊”



足立区 消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

エル・ソフィア 2階 ☎ 3880-5385

消費生活相談専用 ☎ 3880-5380

相談時間: 平日午前9時～午後4時45分
(年未年始を除く)

こんなはがきが 届いたらご注意

ある日、国民告訴通達センターというところから、
「最終通告」と書かれたはがきが届いた
(はがきの例は裏面をご覧ください)。はがきには、
「連絡がない場合はこちらの言い分がすべて通り、
職員による給与の差押えもあるので、必ず本人
から連絡をするように」と書かれていた。
この後、どうしたらよいのだろうか…。



©kanagawa2013



消費者センターからのアドバイス



- このような相談が昨年3月から急増しており、1年が経った今でも相談が絶えません。
- 連絡をしてしまったことで、弁護士を名乗る人物を紹介され、その弁護士から、コンビニでプリペイドカードを購入する必要があるといわれ、お金を支払ってしまったとの相談も寄せられています。
- 「国民告訴通達センター」や「民事訴訟管理センター」など、公的機関のようなところから、身に覚えのない不審なはがきが送られてきたら、**連絡は絶対にせず、すぐに警察または足立区消費者センターにご相談ください。**

※掲載記事は、独立行政法人国民生活センターの公表資料を参考にしています。



架空請求はがき（例）

下記のようなはがきが届いたというご相談が足立区に多く寄せられています。このようなはがきが届いても連絡は絶対にせずに警察または足立区消費者センターにご相談ください。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

下記、裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年■月■日

法務省管轄支局 国民告訴通達センター

東京都千代田区霞が関■丁目■番■号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■-■■■■

受付時間 9:00～20:00（日、祝日除く）